

■通帳レス口座「スマート通帳」特約■

1. 特約の適用範囲等

- (1)この特約は、通帳レス口座「スマート通帳」に適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、「総合口座取引規定」および「普通預金規定」「貯蓄預金規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取扱われるものとします。
- (3)この特約に定めがない事項に関しては、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「貯蓄預金規定」「名古屋銀行キャッシュカード規定」「名古屋銀行 IC キャッシュカード特約」「名古屋銀行アプリ利用規定」等の関連する規定（以下、総称して「関連規定」といいます。）が適用されるものとします。

2. スマート通帳

- (1)スマート通帳は、紙通帳を発行しない個人のお客さま専用の預金口座をいいます。
- (2)スマート通帳の出入金明細は、当行が別途提供するスマートフォンアプリケーション「名古屋銀行アプリ」、個人向けインターネットバンキング「bankstage」等の電子的方法（以下、総称して「関連サービス」といいます。）を利用して、お客さまご自身の操作により確認を行うこととします。
- (3)スマート通帳は、紙通帳および定期的なお取引明細は発行しません。
- (4)スマート通帳のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行を必須とします。その他、当行所定の条件を満たす必要があります。
- (5)関連規定において、紙通帳の提示が求められている事項については、紙通帳に代えて名古屋銀行アプリのスマート通帳表紙画面または当行所定の有効な口座情報を提示してください。

3. 紙通帳からスマート通帳への切替え

- (1)お客さまは、当行所定の方法により、紙通帳をスマート通帳に切替えていただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替えていただくことができません。
- (2)紙通帳をスマート通帳に切替える場合、紙通帳は切替えの手続きが完了した時点でご利用いただけなくなります。
- (3)切替えの手続きが完了した時点で紙通帳に記帳されていない入出金の明細は紙通帳に記帳いたしません。当該明細は、スマート通帳でご確認ください。

4. スマート通帳から紙通帳への切替え

- (1)スマート通帳を紙通帳に切替える場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。
- (2)スマート通帳を紙通帳に切替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。
- (3)前号の手續きに加え、スマート通帳から紙通帳への切替えを行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまではスマート通帳から紙通帳への切替えを行いません。

5. 預金の預入れ

- (1)窓口にてスマート通帳の預金口座に現金等を預入れる場合は、当行が指定する書類に記入して、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。
- (2)スマート通帳表紙画面の提示がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

6. 預金の払戻し等

- (1)窓口にてスマート通帳の普通預金、貯蓄預金の払戻し、または定期預金の解約をする場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。
- (2)前項の手續きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

7. 預金口座の解約

- (1)スマート通帳の預金口座を解約する場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。
- (2)前項の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

8. 紙通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、ATMによるお取引のうち振替入金等の紙通帳が必要なサービスはご利用いただけません。

9. 入出金明細等にかかるご注意

- (1)スマート通帳から紙通帳へ切替えた後に発生した入出金明細は、紙通帳に印字されます。それ以前の明細はスマート通帳で「通帳記帳」をお願いします。（スマート通帳への更新データは、23時59分迄の明細が翌日10時頃に取込み可能となります。）
- (2)機種変更やアプリ内のデータ削除等で確認できなくなったスマート通帳の入出金明細は、当行本支店窓口において当行所定の手續きにより確認することができます。この場合、当行所定の手数料をいただきます。

10. 特約の変更等

- (1)特約各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2024年10月15日現在

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772